

○甲州市議会政務活動費の交付に関する規則

平成25年2月26日

規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、甲州市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年甲州市条例第1号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請等)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 前項の規定により政務活動費交付申請書を提出した会派の代表者は、その申請した事項に異動が生じたときは市長に対し、議長を経由して政務活動費交付変更申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

4 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は市長に対し、議長を経由して会派解散届（様式第4号）を提出しなければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、毎年度、前条第1項又は第3項の規定により政務活動費交付申請書を提出した各会派及び議員について、交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者及び議員に対し、議長を経由して政務活動費交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(交付請求)

第4条 会派の代表者及び議員は、条例第3条第1項本文に規定する政務活動費の交付日の10日前までに、市長に対し、会派に係るものは様式第6号、議員に係るものは様式第7号により、それぞれ政務活動費交付請求書を提出するものとする。

(収支報告書の写しの送付)

第5条 議長は、条例第8条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿の整理保管)

第6条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製し、これを当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。
(甲州市議会政務調査費の交付に関する規則の廃止)
- 2 甲州市議会政務調査費の交付に関する規則(平成17年甲州市議会規則第152号)は廃止する。
(甲州市議会政務調査費の交付に関する規則の廃止に伴う経過措置)
- 3 条例附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされた政務調査費については、前項の規定による廃止前の甲州市議会政務調査費の交付に関する規則は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

（宛先）甲州市長
（甲州市議会議長経由）

会 派 名

代表者名



政務活動費交付申請書

甲州市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 会派の名称
- 2 会派結成年月日
- 3 会派代表者名
- 4 経理責任者名
- 5 所属議員数 名（ 月1日現在）
- 6 交付申請額（ 年度分） 円

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

（宛先）甲州市長
（甲州市議会議長経由）

会 派 名

代表者名



政務活動費交付変更申請書

甲州市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第2項の規定により、次のとおり申請します。

異動内容

区分	新	旧	異動年月日
会派の名称			
会派代表者名			
経理責任者名			
所属議員数			
交付申請額（ 年度分）	円	円	

様式第3号（第2条関係）

年 月 日

（宛先）甲州市長
（甲州市議会議長経由）

議員名

印

政務活動費交付申請書

甲州市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第3項の規定により、次のとおり申請します。

交付申請額（ 年度分） 円

様式第4号（第2条関係）

年 月 日

（宛先）甲州市長
（甲州市議会議長経由）

会 派 名

代表者名



会派解散届

甲州市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第4項の規定により、次のとおり届けます。

- 1 解散した会派の名称
- 2 会派が解散した年月日

様式第5号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

甲州市長



政務活動費交付決定通知書

年 月 日申請のあった政務活動費の交付について次のとおり
決定したので、甲州市議会政務活動費の交付に関する規則第3条の規定により通
知します。

年度政務活動費交付決定額（年額） 円

様式第6号（第4条関係）

年 月 日

（宛先）甲州市長
（甲州市議会議長経由）

会 派 名

代表者名

㊟

政務活動費交付請求書

甲州市議会政務活動費の交付に関する規則第4条の規定により、次のとおり政務活動費を請求します。

1 金 円
ただし、年 月分～ 月分

2 交付の基準日における所属議員数 名

様式第7号（第4条関係）

年 月 日

（宛先）甲州市長
（甲州市議会議長経由）

議員名

印

政務活動費交付請求書

甲州市議会政務活動費の交付に関する規則第4条の規定により、次のとおり政務活動費を請求します。

金 円
ただし、年 月分～ 月分